

表 2 - 7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成15年度）

[illegible]

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

商：近隣商業地域・商業地域、 準工：準工業地域、 工：工業地域、
未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。